

「社債等に関する業務規程施行規則」等の一部改正について

1 改正の趣旨

社債等振替制度において、業務の取扱い等を明確にするため、「社債等に関する業務規程施行規則」及び「社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」の一部を改正する。

2 改正の概要

利用者が社債等振替業に係る業務の処理に機構システムを利用する場合における統合 Web 端末の設置場所の取扱い、利用者が機構システムの利用を開始するにあたっての確認テストの取扱い及び利用者が業務の処理を計算会社等に委託するときの取扱い等を明確にするため、所要の改正を行う。

3 施行日

平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上